

令和8年8月から、自己負担限度額が変わりました

令和8年8月から、高額療養費制度が見直されました。高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。この上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっております。自己負担限度額といいます(別表1,2参照)。

所得の申告がなされた世帯は、自動的に自己負担限度額の判定を行い、上限額を超えた分は後日お返しします。国保に加入されている方は、茅野市から通知が届きますので、内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

(別表1 70歳未満)

所得区分	総所得金額等 (注1)	自己負担限度額(月額)		年間上限
		3回目まで	4回目以降(注2)	
住民税課税世帯	ア 901万円超	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
	イ 600万円超~901万円以下	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
	ウ 210万円超~600万円以下	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
	エ 210万円以下	61,500円	44,400円	53万円(注3)
世帯主及び国保加入者が住民税非課税の世帯	オ -	36,900円	24,600円	29万円

(別表1)

注1 総所得金額等=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(最大43万円)

注2 過去12か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

注3 年間所得が基準額以下と確認できた場合は、上限額41万円となります。

(別表2)

注1 過去12か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

注2 年金の所得は控除額を82万6,500円として計算。給与所得からさらに10万円を控除して計算。

注3 外来分のみ、年間(8月~翌年7月)の限度額(216,000円)が定められています。

注4 年間所得が基準額以下と確認できた場合は、上限額41万円となります。

注5 外来分のみ、年間(8月~翌年7月)の限度額(96,000円)が定められています。

(別表2 70歳以上75歳未満)

自己負担割合	所得区分	該当条件	自己負担限度額(月額)		年間上限
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
3割	現役並み所得者3	住民税課税所得690万円以上	270,300円+(医療費の総額-901,000円)×1%		168万円
			140,100円(注1)		
	現役並み所得者2	住民税課税所得380万円以上	179,100円+(医療費の総額-597,000円)×1%		111万円
			93,000円(注1)		
2割	現役並み所得者1	住民税課税所得145万円以上	85,800円+(医療費の総額-286,000円)×1%		53万円
			44,400円(注1)		
	一般	住民税課税所得145万円未満で、低所得者1、2以外	22,000円(注3)	61,500円	53万円(注4)
				44,400円(注1)	
	低所得者2	世帯主及び国保加入者が住民税非課税で、低所得者1以外	11,000円(注5)	25,700円	29万円
	低所得者1	世帯主及び国保加入者が住民税非課税で、各所得(注2)が0円	8,000円	15,700円	18万円

問 保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322、323、325)

No.213 国民年金だより

令和8年(2026年)10月から 国民年金保険料の育児免除制度が始まります!

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料の納付が免除されます。

対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子(実子・養子)を養育する国民年金第1号被保険者の実父母、養父母が対象です。子を養育する要件として、以下のすべてを満たしている必要があります。

(1) 子と身分(親子)関係が継続していること

(2) 子と同一住所であること

免除対象期間

子が1歳になる誕生日の前月まで

育児免除についての
イメージはこちらです!



〈育児免除イメージ図〉

		出産日					前月（12月分）まで	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母 親	産前産後免除期間					育児免除期間		
	出産予定月または出産月の前月から4か月間							
父 親 (養父母)	育児免除期間							

育児免除期間は保険料を納付した場合と同じように、将来受け取る年金額に反映されます。

すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出をすることで育児免除期間として取り扱われます。

問 保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)、岡谷年金事務所 ☎23-3661